

## 緑ヶ丘南地区再開発地区計画

名称	緑ヶ丘南地区再開発地区計画	
位置	荒尾市緑ヶ丘一丁目の全域並びに川登字辰崩、字新屋敷及び字馬渡の各一部	
区域	計画図表示のとおり	
面積	10.2ha	
区域の整備及び開発に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市内交通の要所として、レジャー、文化、公園施設などの機能が集積する地区であり、「観光・商業・文化都市」をめざす荒尾市の商業拠点地区として、高度商業集積整備計画（ハイアメニティマート）を推進し、広域圏からの集客力を持った魅力ある商業の拠点づくりを目標とする。</p>
	土地利用の基本方針	<p>社宅跡地の有効利用と機能の更新を図るため、周辺地域の居住環境の保全等、環境への影響などに配慮し、商業、文化、業務、交通等の複合機能を備えた都市空間を形成するため、土地利用の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商業施設を核としながら、アミューズメント、文化、コミュニティ施設などを一体的に整備し、各種の都市機能を備えた賑わいと魅力ある新たな生活空間づくりを進める。</li> <li>2. 本商業集積地内では「ひとの交流」を大事にした環境づくり・施設づくりを進め、マーケットプレイスを創出、市民に対しては快適なタウンライフを提供する。</li> </ol>
	公共施設などの整備の方針	<p>本地区の土地利用転換にあたり、良好な市街地形成を図る為、地区内外の公共施設の整備方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本地区に直接関係する生活交通幹線として円滑な交通処理を行うため周辺幹線道路（都市計画道路中央野原線、同大谷長洲港線、同市屋深瀬線、同荒尾平山線、同蔵満万田線）の整備を図る。</li> <li>2. 周辺住民及び施設利用者のための公共空地（イベント広場、モール、遊歩道、デッキ、緑化施設等）、バスセンター、観光トイレを整備し、緑とオープンスペースの確保を図る。</li> </ol>
	建築物等の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商業、文化、業務、アミューズメント等の機能を持つ施設を複合的に配置するとともに荒尾市の新しい商業拠点にふさわしいシンボル性の高い建築物とするよう努める。</li> <li>2. ゆるやかな勾配という地形的な特色を活かし、低・中層の建築物で構成し、アメニティに富んだ都市的な賑わいと地域性、文化性を備えたストリート空間を確保する。</li> <li>3. 公共空間である道路、イベント広場、モール、遊歩道、デッキ、緑化施設と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した街区構成とし、安全で快適な歩行者空間を確保する。</li> <li>4. 魅力ある都市景観の創造のため、建築物は単調な配列を避け、圧迫感のない景観の形成に努める。</li> </ol>
主要な公共施設の配置及び規模	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地区幹線道路（2号施設）                      （施設 12m、延長 440m）</li> </ol>	

名称		緑ヶ丘南地区再開発地区計画	
位置		荒尾市緑ヶ丘一丁目の全域並びに川登字辰崩、字新屋敷及び字馬渡の各一部	
面積		10.2ha	
再 開 発 地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	1. 公共空地（緑道、歩道、イベント広場等） 2. バスセンター 3. 観光トイレ	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない 1. 住宅又は併用住宅 （ただし、地区内施設の管理用住宅は除く。） 2. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 （ " ）	
	建築物の延床面積の敷地面積に対する割合の最高限度	150%	
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	50%	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱は、敷地境界線から 1.0mの線を超えて建築してはならない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、刺激的な色を避け、落ち着いた色調にするものとする。	
	かき又は柵の構造の制限	かき又は柵は、生垣又は高さが 1.8m以下の柵（高さが 60 cmを超える部分については透視可能な材料で作られたものに限る。）にするものとする。	

# 緑ヶ丘南地区再開発地区計画

